

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(国補)	事業箇所	韮崎市 清哲町 青木 地内	地区名	桐沢(きりさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
本計画箇所は、韮崎市清哲町青木、折居地区を流れる一級河川高川南沢川上流の荒廃溪流である。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。				・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当			
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
□主要目標				・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備			
○土石流被害の防止 保全対象 人家 50戸 県道 200m 市道 820m 市営林道 770m 土砂整備率 (現況)48 % < 70 % ※ 災害実績 無 ※ 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線)※ (避難場所 折居チビッコ広場)				③経済妥当性			
				費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 4.83 > 1.0 ・便益(B) = 870 百万円 ・費用(C) = 180 百万円			
				④事業実施・規模の妥当性			
				・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない			
				⑤整備手法の有効性			
				・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効			
□副次目標				⑥環境負荷への配慮			
-				・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する			
□副次効果				⑦事業計画の熟度			
○飲雑用水の安定供給(簡易水道施設) ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線)				・地元韮崎市より強い要望あり			
				<妥当性評価>			
				・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価			
				・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S1			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価			
①整備内容 谷止工 4基				○			
②整備期間 平成31年～平成34年							
③総事業費 200百万円(国費90百万円(1/2) 県費110百万円(1/2))							
④全体計画				【事業位置図等】			
平成31年 谷止工1基 45百万円							
平成32年 谷止工1基 45百万円							
平成33年 谷止工1基 55百万円							
平成34年 谷止工1基 55百万円							
⑤既整備内容・期間・事業費							
昭和41年 床固工1基 1百万円							
平成2年～平成8年 谷止工5基 山腹工A=0.10ha 249百万円							
平成12年～平成15年 谷止工11基 416百万円							
平成18年～平成26年 谷止工4基 山腹工A=2.40ha 823百万円							